

審査請求書

令和元年5月14日

豊橋市長 佐原 光一 様

審査請求人

〒441-1101豊橋市賀茂町字石城寺4番地6
寺本 泰之

次のとおり審査請求します。

1、審査請求に係る処分

平成30年3月11日付の審査請求人に対する公文書一部公開決定通知書(31豊まち第22号)(添付資料)に関する処分

2、審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成31年4月26日

3、1、記載の処分のうち公開しないとした部分を取り消すとの裁決を求める。

4、審査請求の理由

(1)請求人は、平成31年3月11日付で「狭間児童広場及びまちなか広場(仮称)に関する(株)愛知県不動産鑑定センターの不動産鑑定評価書及び(一財)日本不動産研究所の調査報告書」を情報公開請求した。この請求に対して1、に記載する通り一部公開の処分を受けた。

(2)豊橋市は、公開しないこととした理由を別紙(添付資料:別紙)のためとしている。

(3)しかしながら、(2)の別紙に挙げた非公開箇所は、非公開理由として挙げた豊橋情報公開条例6条1項1号又は2号のいずれにも該当しない。不当な処分である。本件非公開処分は、本条例の目的は「市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにする」ところにあり、個人のプライバシーが守られるよう最大限に配

慮されるとともに、公開を原則とし、非公開とする情報は必要最小限にとどめるべきである」とする目的に違反している。その理由を以下に述べる。

- ① 審査請求人が、本件公開請求した「狭間児童広場及びまちなか広場(仮称)に関する(株)愛知県不動産鑑定センターの不動産鑑定評価書及び(一財)日本不動産研究所の調査報告書」は、駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業における、狭間児童広場用地からまちなか広場(仮称)計画用地への用地変換に関する文書である。
- ② 本件公開請求文書のうち非公開事項(添付資料:印影は除く)は、いずれも請求人となる寺本泰之が平成30年1月30日に公文書公開請求を行い、平成30年2月14日に公文書一部非公開決定されるものの、平成30年4月9日に審査請求を行い、豊橋市情報公開・個人情報保護審査会が豊橋市の判断を不当とし、公開すべきと決定した(事実証明書2)文書「駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業における、狭間児童広場用地からまちなか広場(仮称)計画用地への用地返還について」の1頁目と2頁目(事実証明書3)にある不動産鑑定評価額の積算根拠等の内容を裏付けるものである。市民への説明責任を果たすためには公開すべき文書である。
- ③ 駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業における権利変換は完了している。また再開発組合員等には公開されている内容である。豊橋市が所有する土地であるということは、すなわち市民の財産である。市民に公開するのは当然であり、本件処分は公平ではない。差別的処分である。
- ④ 以上①②③より本件非公開事項(印影は除く)は豊橋市情報公開条例6条1項1号又は2号のいずれにも該当しない。豊橋市が行った処分は、市の説明責任を放棄しただけで市民の知る権利をないがしろにした行為であり容認できない。

(4)本件処分により審査請求人らの知る権利は侵害され、等しく行政への市民参加を阻む行為は豊橋市民にとっては大きな不利益である。

(5)以上の点から、本件処分のうち1、に記載にされている公開しないとした部分(印影は除く)の取り消しを求めるため、本審査請求を提起した。

5、処分庁の教示の有無及びその内容

本件非公開決定の通知によって、「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊橋市長に対して審査請求をすることができます。」との教示をうけた。

6、その他 次の書類を提出します。

- (1) 事実証明書1 答申書(諮問第89号)
- (2) 事実証明書2 駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業における、狭間児童広場用地からまちなか広場(仮称)計画用地への用地返還について」の1頁目と2頁目
- (3) 添付資料 公文書一部公開決定通知書((31豊まち第22号)

7、意見陳述の機会を求めます。さらに詳細について陳述します。